# 兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者募集仕様書

兵庫県立丹波医療センター院内保育所（以下「院内保育所」という。）運営業務に係る提案は、下記の条件をすべて満たすものとする。

１　公募件名　兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託契約

２　契約期間　令和４年４月１日～令和７年３月３１日の３年間
（地方自治第 234 条の３に基づく長期継続契約）
ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。
なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

３　委託場所
⑴ 設置場所：兵庫県丹波市氷上町石生 2002 番地７
兵庫県立丹波医療センター
⑵ 面　　積：延床面積　173 ㎡　　保育室、事務室等

４　委託条件
⑴ 児童福祉法、労働関係法令などの関係法令・通知等を遵守し、適正な保育所運営を行うこと。
⑵ 院内保育所は、認可外保育施設指導監督の指針および認可外保育施設指導監督基準に基づき運営すること。
⑶ 病児・病後児保育に対応が可能であり、国の病児・病後児保育事業実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準に基づき運営すること。
⑷ 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
⑸ 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。
⑹ 通常保育、病児・病後児保育のそれぞれの運営にかかる経費や職員の配置は明確に区分すること。

５　業務内容
⑴ 通常保育
ア 定　　員：２０人　　１日最大預け入れ児童数も２０人
イ 対 象 者：県立丹波医療センターに勤務する職員（非正規職員を含む。）
※入所の決定は病院で行う。
ウ 保育対象　：０歳（生後８週を経過）から６歳までの就学前の乳幼児
エ 保育実施日：下記を除いた日とする。
① 児童の利用がない日
② 土曜、日曜、祝祭日
③ 年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

オ 保 育 時 間

基本保育：午前７時４５分から午後６時３０分

延長保育：午後６時３０分から午後７時４５分

⑵ 病児・病後児保育

ア 定　　員：１名

イ 対 象 者：県立丹波医療センターに勤務する職員（非正規職員を含む。）

ウ 保育対象　：病児・病後児であり集団での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難で一時的に保育が必要な０歳（生後８週を経過）から小学６年生まで

※病　児･･･病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない乳幼児及び児童

※病後児･･･病気の「回復期」にあり、かつ集団での保育が困難な乳幼児及び児童

エ 保育実施日：下記を除いた日とする。

① 児童の利用がない日

② 土曜、日曜、祝祭日

③ 年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

オ 保 育 時 間：午前８時００分から午後６時００分

6　保育に従事する職員

⑴ 通常保育に従事する職員（以下「保育従事者」という。）数は、保育児がいる場合は最低２名以上の保育従事者を配置することし、保育児数に応じて児童福祉施設最低基準を遵守すること。

⑵ 病児・病後児保育に従事する職員数は、利用児童がいる場合は、保育士を１名以上配置することとし、看護師等がいない時間帯においては、保育士を複数配置すること。

※　看護師等は丹波医療センターから巡回配置を予定

⑶ 保育従事者は、全員有資格者とする。

⑷ 業務責任者を必ず配置することとする。なお、当該責任者は保育従事者と兼務することができる。

7　給食等

通常保育及び病児・病後児保育とも保護者が提供する場合を除き、当院の厨房(委託業者)から提供したものを給食（アレルギー対応含む）として提供する。ただし、食材の盛り付け及び食器の洗浄は保育士が行う。

したがって、本提案においては、給食に係る材料費は、委託契約予定価格に含めないものとする。

なお、間食（おやつ等）については受託者が契約に基づく単価で１日２回提供し、請求時に実績分を請求するものとする。

8　保育方針

児童憲章の理念を日常の保育において実施し、児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育する。

9　保健・安全

(1) 受託者は、保育所内、園庭及び保育所周辺を毎日清掃し、清潔な保育環境の確保に努め、感染予防対策に万全を期するとともに、感染症発生時には委託者に報告すること。

(2) 受託者は、「保育所における感染症ガイドライン」（厚生労働省 2018 年改訂版）に基づき適切な対応をとること。

(3) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、保育児に年２回の健康診断（費用は利用者負担とする。）を実施するものとする。

(4) 受託者は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省 2019 年改訂版）に基づき、食物アレルギー児に対する給食等の個別対応を適切に行うこと。

(5) 受託者は、月１回の避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守するものとする。

(6) 保育従事者の健康管理は、受託者が行うものとする。保育従事者は児童への感染源となる可能性と感染を受ける可能性を有しているため、受託者は、保育従事者に対して以下のことを行うこと。

ア 健康診断等

(ｱ) 年１回の定期健康診断を受けさせる。

(ｲ) 体調チェックを毎日行い、以下の症状がある場合は受診させ、勤務可能か確認すること。

発熱がある場合

下痢の症状がある場合

咳をしている場合

イ ワクチン接種

感染症予防及び拡大防止のために、「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」（平成 26 年度厚生科学研究）を参照の上、必要な抗体検査及び予防接種を受けさせることとし、検査結果及びワクチン接種歴がわかるものを委託者に提出すること。

ウ その他

委託者より院内の環境整備の徹底などの理由から、検査・ワクチン接種・待機等の指示がある場合は、受託者は委託者の指示を優先すること。

10　児童の事故への対応

(1) 受託者は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。委託者はこれに協力するものとする。

(2) 万一、事故が発生した場合は、受託者は速やかに委託者へ報告するとともに、誠意をもって対処するものとする。

(3) 受託者は、保育児に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

11　帳簿の整理

受託者は、業務に必要な次の帳簿を備え、管理しなければならない。

① 保育台帳
② 保育日誌
③ 身体の記録簿
④ 入所児の出欠記録簿
⑤ その他発注者から指示のあったもの

12　費用負担の区分

保育所運営業務に伴う費用等の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 委託者が負担する費用

① 開所時業務に必要な備品費、遊具費
② 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
③ 業務上の必要により使用する光熱水費（電気・水道）
④ 老朽化や利用児童数の増加によって必要となる備品費、遊具費
⑤ 業務上排出されるゴミ処理費
⑥ 保育児童の給食代・おやつ代（おやつの提供は受託者で準備）
⑦ 保育児童の食器代
⑧ その他、委託者が負担することが相当と考えられる費用

(2) 受託者が負担する費用

① 保育職員にかかる以下の費用
・人件費
・保健衛生費（消毒等の衛生管理に係る費用含む）
・被服費
・教育訓練費
② 通信運搬費（郵便、電話料、宅配便代）
③ 損害保険の保険料
④ 日常業務に必要な事務用品及び消耗品費
⑤ 保育材料費
⑥ おやつ代（受託者で準備・提供し、実績分を委託者へ請求）
⑦ その他、受託者が負担することが相当と考えられる費用
（入園募集用パンフレットの作成・印刷等入園関係書類一式含む）

13　指示事項

(1) 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

① 委託者と協力し、保育所の適正な運営に努めること。
② 常に業務改善のための研究、努力を行うこと。
③ 受託者、業務責任者及び保育従事者は、業務の履行にあたって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
④ 省資源、省エネルギーに努めること。
⑤ 衛生管理及び災害防止に努めること。

⑥ 委託契約に当たり、再委託は認めない。
⑦ 受託者は、受託者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受託者に対し受託期間内に業務の引き継ぎを行うこと。
⑧ 受託者の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、受託者が賠償するものとする。

(2) 業務責任者の選定

受託者は、業務の実施にあたり、配置した業務従事者の中から業務責任者正副各１名を選定し、病院担当職員へ届けること。

(3) 保育従事者の名簿

受託者は、保育従事者名簿（担当業務、氏名、年齢、住所を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を有することを証する書類を添付して、委託者へ提出すること。

(4) 火気取締り

受託者は、火気取締責任者を定め、保育所の火気取締りに遺漏のないように措置すること。

(5) 報告

受託者は、保育業務終了後、「保育日誌」を委託者へ提出しなければならない。また、受託者は、保育職員の勤務状況を翌月５日までに委託者へ報告するものとする。

(6) 病院事業への参画

受託者は、委託者が実施する消防訓練、その他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

14 契約の解除について

本業務の実施に関し、受託者が本仕様書の記載事項に従わない場合、委託者は受託者に対して改善指導を行うが、その改善指導に受託者が従わないとき、又は受託者が提出書類・業務報告書等で虚偽の申告を行った場合等において、委託者は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、委託者は当該月の委託金額の支払遅延・支払停止・支払取消を行うとともに、以降の契約を解除することができる。

また、委託者は、院内で１年度間を通じて受託者の運営状況に十分な評価が得られない場合は、当該年度の３月３１日をもって契約を解除できる。

ただし、解除する場合は、委託者は、受託者に２箇月前までに書面によって通知しなければならない。

なお、当該事象の契約の解除等により生じる受託者の損害について、委託者はその損害を一切賠償しない。

15 運営費見積書の記載

(1) 運営費見積書記載金額（月額、税抜き）には、前記５、７、12 などに基づき見積もった金額を記載すること。

◆運営費見積り条件は、運営１回（月間）の委託費を明記し、通常保育及び病児・病後保育それぞれ別々に記載すること。通常保育における職員配置の係数は、以下のとおりで試算することとし、加配が必要な場合は見積に含めること。

| ０歳児 | １・２歳児 | ３歳児 | ４歳児以上 |
|---|---|---|---|
| ３：１ | ６：１ | ２０：１ | ３０：１ |

〔見積もり想定児童数〕　稼働日数２１日／月と想定して見積もること

① 通常保育　２０名（０歳児５人、１～２歳児１０人、３歳児以上５人）

② 通常保育　１０名（０歳児３人、１～２歳児５人、３歳児以上２人）

③ 病児・病後児保育　１名　　稼働日数５日／月と想定して見積もること

病児・病後児保育にかかる職員の配置は、保育士を１名以上配置することとして見積もること。また、看護師がいない時間帯の複数配置も考慮した上で作成すること。

⑵ 見積書内に、人件費想定積算人数及び職種を明記すること

⑶ 通常保育及び延長保育の１時間当たりの単価（保育従事者１人当たり）を記載すること。

⑷ おやつの１人１食あたりの単価を明記すること（実績支払いとなるが、運営費見積記載金額に含め、上記想定人数で１人１日２回提供するものとすること）

16　その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び委託者受託者間において疑似が生じた事項については、双方で協議の上、決定するものとする。

なお、病院の都合により、受け入れ児童の定員、延長保育及び病児・病後児保育の実施等の変更をできるものとし、その際は、受託者は契約変更の協議に応じること。